

行政処分を受けた医師、墨一郎と医師免許の現状

平成 25 年 2 月 28 日

埼玉医科大学抗がん剤過剰投与事件

被害者遺族 古館 恵美子

2000 年 10 月に起きた埼玉医科大学抗がん剤過剰投与事件で、業務上過失致死で有罪が確定した当時の主治医、墨一郎は、医業停止 3 年 6 ヶ月の行政処分を受けた。その後、どこで医師を再開したのか全く情報がなかったが、徳洲会静岡病院で耳鼻咽喉科の医師として働いていることがわかった。

その病院のホームページを見ると、診療案内・診療科紹介には耳鼻咽喉科は記載されていない¹。ところが、外来診療予定表のファイルを開くと、耳鼻咽喉科が出てきて墨の名前が書いてある²。さらに病院のホームページには、病院経営は、住民参加、住民管理、住民監視とあり、『医療従事者の普段の努力』だけでは『医療安全』『質保証』は得られず、全ての方々が、病院の運営に『参加』し私たちのサービスを『管理』『監視』していただく事で、医療サービスの質がより一層高く、もっと患者本位のものとなると確信している³と書いてある³。これほど明確に患者本位というのであれば、過去に医療過誤で患者を殺し、埼玉医科大学を懲戒解雇され、行政処分を受けた人物をわざわざ採用し、耳鼻咽喉科を診療科紹介に記載していない理由がどこにあるのだろうか。この病院がやっていることを考えると、患者本位の医療には程遠く、医療安全、質保証の確保は難しいといえるだろう。何よりも患者に対する最大の裏切りであり、事実を知らないまま診療を受けてしまう人もいるはずだ。昨年、耳鼻科を新設すると同時に墨一郎を採用した経緯を知りたい。

厚生労働省は、医療過誤で有罪が確定した医師の免許を取り消さず、わずかな期間だけ休んで終わりにする、医業停止処分しか行なってこなかった。簡単に復帰できてしまう甘すぎる現在の医師免許制度には到底納得がいかない。一度、医師免許を取得してしまえば、医師として全く適正のない人間でも資格を失うことはない。人の命を預かる医師免許は、もっと厳しいものにしなければならないはずだ。

¹ 静岡徳洲会病院ホームページ「診療案内・診療科紹介」

(http://www.shizutoku.jp/guide/clinic_list.html)

² 静岡徳洲会病院ホームページ「外来受診」2013 年 2 月現在

(<http://www.shizutoku.jp/patient/consult.html>)

³ 静岡徳洲会病院ホームページ「患者さまの権利・医療安全管理」漢字等はそのまま引用

(<http://www.shizutoku.jp/patient/right.html>)

厚生労働省が、2007年に導入したインターネットを利用して医師の資格確認ができる「医師等資格確認検索」(<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)には、国民が一番知りたい行政処分歴は、載っていない（医業停止期間のみ表示される）。

得られる情報が、ほとんどなく、逆にニセ医者にシステムを悪用されかねないと、かねてより指摘してきたが、昨年このシステムを使い医師免許を偽造し、医師になりすまして医療行為をしていた男が逮捕された。心配していたことが現実になってしまったのである。医師免許が簡単に偽造され、見破られることなく医師を続けることが出来てしまう現状を見ていると、医師免許が軽く扱われているように感じられてならない。厚生労働省は、真剣に国民のことを考え、国民の利益につながるよう医師免許の管理を徹底し、情報公開の実現に努めていてもらいたいと思う。

以上